

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更
平成29年 月 日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>「昼間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。</u></p> <p>四 <u>「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。</u></p> <p>五～十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、<u>電力市場取引の環境整備のため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の潮流方向ごとの運用容量の和の一部として本機関が管理する容量をいう。</u></p> <p>十九 「計画潮流」とは、<u>連系線の利用者が容量登録した容量の合計として本機関が管理する容量をいう。</u></p> <p>二十～三七 (略)</p> <p>三八 <u>「先渡取引市場」とは、卸電力取引所が運営する一定期間後に受渡しを行う電気の取引をいう。</u></p> <p>三九・四十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>削除</u></p> <p>四 <u>削除</u></p> <p>五～十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</p> <p>十九 「計画潮流」とは、<u>本機関が管理する容量登録された潮流をいう。</u></p> <p>二十～三七 (略)</p> <p>三八 <u>「電源線」とは、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）に定める意義を有する。</u></p> <p>三九・四十 (略)</p> <p>四一 <u>「市場分断」とは、卸電力取引所の取引規程に定める「市場分断処理」を行う必要がある場合をいう。</u></p> <p>四二 <u>「容量登録」とは、連系線を利用する容量として、本機関が広域機関システムに潮流を登録することをいう。</u></p>																
<p>(職員の処分)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表2-1 組織の業務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組織名</th> <th style="width: 85%;">業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務部</td> <td>事務局内の事務全般の統括に関すること（以下「に関すること」の記載を省く。）、国の各種機関との連絡調整（許認可申請に関する総括を含む。）、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画部</td> <td>予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計画部</td> <td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	業務分掌	総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること（以下「に関すること」の記載を省く。）、国の各種機関との連絡調整（許認可申請に関する総括を含む。）、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項	企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善	計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務	<p>(職員の処分)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表2-1 組織の業務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組織名</th> <th style="width: 85%;">業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務部</td> <td>事務局内の事務全般の統括に関すること（以下「に関すること」の記載を省く。）、国の各種機関との連絡調整（許認可申請に関する総括を含む。）、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画部</td> <td>予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計画部</td> <td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	業務分掌	総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること（以下「に関すること」の記載を省く。）、国の各種機関との連絡調整（許認可申請に関する総括を含む。）、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項	企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善	計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務
組織名	業務分掌																
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること（以下「に関すること」の記載を省く。）、国の各種機関との連絡調整（許認可申請に関する総括を含む。）、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項																
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善																
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務																
組織名	業務分掌																
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること（以下「に関すること」の記載を省く。）、国の各種機関との連絡調整（許認可申請に関する総括を含む。）、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項																
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計（年次報告書の作成を含む。）、渉外、業務改善																
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務																

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・ <u>利用計画</u> ・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・ <u>計画潮流</u> ・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守
運用部（広域運用センター）	需給及び系統の状況の監視・管理	運用部（広域運用センター）	需給及び系統の状況の監視・管理
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理（あっせん・調停）、指導・勧告	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理（あっせん・調停）、指導・勧告
監査室	内部監査	監査室	内部監査
別紙 2 - 1 （略）		別紙 2 - 1 （略）	
<p>（需要想定要領の策定）</p> <p>第 19 条 本機関は、一般送配電事業者及び小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、会員に通知するとともに公表する。</p> <p>一～六 （略）</p>		<p>（需要想定要領の策定）</p> <p>第 19 条 本機関は、一般送配電事業者、<u>小売電気事業者及び特定送配電事業者</u>（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、会員に通知するとともに公表する。</p> <p>一～六 （略）</p>	
<p>（全国の経済見通しの策定）</p> <p>第 22 条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年 1 1 月末日までに、一般送配電事業者及び小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）たる会員に通知するとともに公表する。</p>		<p>（全国の経済見通しの策定）</p> <p>第 22 条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年 1 1 月末日までに、一般送配電事業者、<u>小売電気事業者及び特定送配電事業者</u>（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員に通知するとともに公表する。</p>	
<p>（委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析）</p> <p>第 34 条 本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価、<u>及び</u>、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。</p>		<p>（委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析）</p> <p>第 34 条 本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価<u>を行うとともに</u>、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。</p>	
<p>（計画策定プロセスの開始）</p> <p>第 51 条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>二 <u>送配電等業務指針に定める電気供給事業者より</u>、次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>三 （略）</p>		<p>（計画策定プロセスの開始）</p> <p>第 51 条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>二 電気供給事業者<u>から</u>次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>三 （略）</p>	
<p>（一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認）</p> <p>第 52 条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第 1 号及び第 2 号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。</p>		<p>（一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認）</p> <p>第 52 条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者<u>又は送電事業者</u>たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第 1 号及び第 2 号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。</p>	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(事前相談の回答)</p> <p>第70条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事前相談の回答)</p> <p>第70条 本機関は、前条第2項又は第3項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合には、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要(特定系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要(特定系統連系希望者が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(工事費負担金を共同負担する意思の確認)</p> <p>第85条 本機関は、各優先系統連系希望者に対し、前条第3項の再接続検討の回答内容を踏まえ、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</p> <p>2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に確定するものとする。</p>	<p>(工事費負担金を共同負担する意思の確認)</p> <p>第85条 本機関は、前条第3項の通知後、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</p> <p>2 本機関は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合には、各優先系統連系希望者の工事費負担金の額を確定させるものとする。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの中止)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者(応募を希望する者を含む。)に対して、意見を聴取<u>しなければならない</u>。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスの中止)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者(応募を希望する者を含む。)に対して、意見を聴取<u>する</u>。</p> <p>3 (略)</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>第4節 リプレース案件系統連系募集プロセス</p> <p>（リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表）</p> <p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合において、次の各号のいずれにも該当するとき（以下「リプレース」という。）は、リプレース対象廃止計画を公表する。</p> <p>一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等の最大受電電力が10万キロワット以上であること</p> <p>二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えを行う新規の発電設備等を「新設発電設備等」という。）。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（<u>建替え前の発電設備等が連系している条件での連系可能量をいう。</u>）の範囲内である場合は除く。</p> <p>三 <u>発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除き、以下「第一電気所」という。）が同一となる地域で建替え後の新設発電設備等が連系等されると認められる場合。但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる場合は除く。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第4節 リプレース案件系統連系募集プロセス</p> <p>（リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表）</p> <p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当するとき（以下「リプレース」という。）は、リプレース対象廃止計画を公表する。</p> <p>一 <u>リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること</u></p> <p>二 <u>リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（<u>リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。</u>）の範囲内である場合を除く。</u></p> <p>三 <u>次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。</u></p> <p><u>ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）と電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。</u></p> <p><u>イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。</u></p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスの開始）</p> <p>第91条 本機関は、前条に基づき<u>リプレース対象廃止計画を公表した発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）</u>について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続（以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。）を開始する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスの開始）</p> <p>第91条 本機関は、前条第1項に基づき<u>公表したリプレース発電設備等</u>について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続（以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。）を開始する。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知）</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下、本節において「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 <u>リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合、同プロセス開始時点から同プロセスを完了又は中止するまでの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系</u></p>	<p>（リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知）</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 <u>本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>可能量に相当する系統容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、前項の通知に際して、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスの中止） 第93条（略） 一（略） 二 <u>リプレースの新規発電設備等の開発計画が中止となったとき</u> 2（略）</p>	<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスの中止） 第93条（略） 一（略） 二 <u>新設発電設備等の開発計画が中止となったとき</u> 2（略）</p>
<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募） 第94条（略） 2 本機関は、前項の応募の受付に際し、<u>接続検討の申込みを受け付ける。</u> 3 <u>前項の接続検討については第81条を準用する。</u></p>	<p>（リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募） 第94条（略） 2 本機関は、前項の応募の受付については、<u>第81条を準用する。</u> (削除)</p>
<p>（連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い） 第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合は、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 <u>前項に掲げる場合においては、応募締切時点から本機関が定める日までの間、プロセス対象送電系統において連系希望量に相当する容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>	<p>（連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い） 第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 <u>本機関は、前項の場合には、応募締切時点から本機関が定める日までの間、連系希望量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>
<p>（連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い） 第96条 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合は、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。 2 本機関は、前項において、<u>対象となる全ての連系希望者が電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法により工事費負担金を共同負担する意思を有することが確認できた場合は、同プロセスを省略することができる。</u> 3（略） 4 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、プロセス対象送電系統において暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。 5 本機関は、第1項の<u>電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）は、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。</u></p>	<p>（連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い） 第96条 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。 2 本機関は、前項の場合において、<u>電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。</u> 3（略） 4 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、<u>電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> 5 本機関は、第1項に基づき開始した<u>電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第3項又は第71条第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項に準じて確認及び検証を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、本機関が定め、公表する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者たる会員(登録特定送配電事業者たる会員を含む。)の需要及び供給力の確保に関する状況</p> <p>イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者たる会員及び特定送配電事業者たる会員(登録特定送配電事業者に限る。)の需要並びに供給力の確保に関する状況</p> <p>イ (略)</p> <p>二～四 (略)</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに連系線利用に関する計画</p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに連系線利用に関する計画</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからエに掲げる計画及び情報</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員(登録特定送配電事業者たる会員を含む。) 供給区域の需要及び供給力並びにFIT電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 需要抑制契約者 需要抑制量に関する計画及び連系線利用に関する計画</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに調達及び販売に関する計画</p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに調達及び販売に関する計画</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからオまでに定める計画及び情報</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 供給区域の需要及び供給力並びにFIT電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 需要抑制契約者 需要抑制量に関する計画並びに調達及び販売に関する計画</p> <p>2 (略)</p>
<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う(以下、本条及び第117条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う(以下、本条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																		
<p>(特定の会員の需給状況の悪化時における指示)</p> <p>第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者たる<u>会員</u>（登録特定送配電事業者たる会員を含む。）の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(特定の会員の需給状況の悪化時における指示)</p> <p>第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者<u>又は特定送配電事業者</u>（登録特定送配電事業者に限る。）たる<u>会員の需給状況を改善する必要があると認めるときは</u>、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。</p> <p>一～三 (略)</p>																		
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合は、連系線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条第1項の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合<u>には</u>、連系線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合<u>には</u>、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>																		
<p>(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)</p> <p>第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によっても、<u>本機関の指示に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員</u>（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。）に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。</p>	<p>第117条 <u>削除</u></p>																		
<p>(需給状況悪化時等の1時間前取引及び通告変更の申込みの取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合、<u>需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、</u>通告変更の申込み及び1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けられないことができる。但し、この場合、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>	<p>(需給状況悪化時等の1時間前取引の取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合<u>又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には</u>、1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けられないことができる。但し、この場合<u>には</u>、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>																		
<p>第10章 地域間連系線の管理</p> <p>(連系線の管理)</p> <p>第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">別表10-1 連系線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">連系線</th> <th style="width: 33%;">区間</th> <th style="width: 33%;">対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道～東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備</td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線</td> <td>東北～東京</td> <td>相馬双葉幹線</td> </tr> </tbody> </table>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備	東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線	<p>第10章 地域間連系線の管理</p> <p>(連系線の管理)</p> <p>第124条 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表10-1 連系線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">連系線</th> <th style="width: 33%;">区間</th> <th style="width: 33%;">対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道～東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備</td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線</td> <td>東北～東京</td> <td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td> </tr> </tbody> </table>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備	東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
連系線	区間	対象設備																	
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備																	
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線																	
連系線	区間	対象設備																	
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備																	
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																	

変更前（変更点に下線）			変更後（変更点に下線）		
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線	中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※1）	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備	中部北陸間連系設備（※1）	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※1）	北陸～関西	越前嶺南線	北陸関西間連系線（※1）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※2）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西中国間連系線（※2）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線	中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線
（※1）・（※2）（略）			（※1）・（※2）（略）		
<p>（連系線の管理の原則）</p> <p>第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、<u>次の各号を原則とする。</u></p> <p>一 <u>先着優先 連系線の利用において、先に受理した計画を後から受理した計画より優先して扱うこと</u></p> <p>二 <u>空おさえの禁止 連系線の利用の計画段階において、実際に利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量を確保する行為（以下「空おさえ」という。）を禁止すること</u></p>			<p>（連系線の管理の原則）</p> <p>第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、<u>前日スポット取引又は1時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>		
<p>（運用容量の設定）</p> <p>第126条 本機関は、翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量（以下、本章において単に「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、<u>同検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。</u>この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、<u>混雑の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。</u></p> <p>2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、<u>連系線を利用する者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 本機関は、月間<u>計画</u>、週間<u>計画</u>及び翌日<u>計画</u>以降の運用容量について、別表12-1（d）に定める公表時期までに、年間<u>計画</u>における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。</p>			<p>（運用容量の設定）</p> <p>第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下、本章において単に「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、<u>運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。</u>この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、<u>市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。</u></p> <p>2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、<u>他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 本機関は、月間、週間、<u>翌々日</u>及び翌日以降の運用容量について、別表12-1（d）に定める公表時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。</p>		

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）								
<p>（マージンの設定及び更新の考え方の公表）</p> <p>第128条 本機関は、連系線毎の<u>長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考え方</u>を定め、これを公表する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（マージンの設定及び公表）</p> <p>第128条 本機関は、連系線毎の実需給断面におけるマージンの設定の考え方（以下「<u>マージンの設定の考え方</u>」という。）を定め、これを公表する。</p> <p>2 本機関は、<u>実需給断面におけるマージンが必要な場合を除き、原則としてマージンの値をゼロとするものとし、マージンを確保する必要がある場合には、確保するマージンの値及び確保する理由を公表する。</u></p> <p>3 本機関は、<u>マージンの設定の考え方に基づき、長期、年間及び翌々日におけるマージンを設定し、別表12-1（d）に定める公表時期までに、これを公表する。</u></p>								
<p>（マージンの算出）</p> <p>第129条 （略）</p> <p>2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、<u>翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 本機関は、<u>別表12-1（d）に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。</u></p> <p>5 本機関は、<u>前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、設定されたマージンが必要な場合を除き、マージンの値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。</u></p> <p style="text-align: center;">別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間</p> <table border="1" data-bbox="103 1108 1240 1297"> <thead> <tr> <th>マージンの減少の時期</th> <th>マージンの減少の対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間の空容量の算出・公表時</td> <td>第1年度</td> </tr> <tr> <td>月間の空容量の算出・公表時</td> <td>翌々月</td> </tr> <tr> <td>翌々日の空容量の算出・公表時</td> <td>翌々日</td> </tr> </tbody> </table>	マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第1年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日	<p>（マージンの算出）</p> <p>第129条 （略）</p> <p>2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、<u>翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 本機関は、<u>マージンの設定の考え方に基づき、別表12-1（d）に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間								
年間の空容量の算出・公表時	第1年度								
月間の空容量の算出・公表時	翌々月								
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日								
<p>（マージンの見直し）</p> <p>第130条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第128条で定めたマージンの設定又は更新の考え方を見直した場合</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、マージンの値を見直す場合には、<u>緊急の場合を除き、マージンの見直前に、マージンの見直時期、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。</u></p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合は、<u>第129条第2項から第4項に定める手続に準じて見直しを行う。</u></p>	<p>（マージンの見直し）</p> <p>第130条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>マージンの設定の考え方を見直した場合</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、<u>第1項に基づきマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。</u></p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、<u>第129条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。</u></p>								

変更前（変更点に下線）

（空容量の算出及び公表）

第133条 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、別表10-3に定める断面（対象とする期間に応じた計画作成の単位をいう。以下同じ。）において、連系線の空容量を算出し、公表する。

2 連系線の空容量は、別表10-4に掲げる算出式に基づき、算出する。
（新設）

別表10-3 計画潮流の断面

対象期間	長期計画 (第3～第1 0年度)	年間計画 (第1～第2 年度)	月間計画 (3週間先～ 翌々月)	週間計画 (2日先～ 翌々週)	翌日計画・通 告値運用
断面	各年度別の最 大時 kW	日別の昼間 帯、夜間帯の 最大時 kW	日別の昼間 帯、夜間帯の 最大時 kW	30分ごとの kWh	30分ごとの kWh

別表10-4 空容量の算出式

空容量算出式(※1、※2、 ※3、※4、※5、※6)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
-------------------------------	--------------------------

- (※1) (略)
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第151条のマージンを利用した連系線利用計画及び第152条のマージンを使用した連系線利用計画の連系線利用量を控除して用いる。
- (※3) (略)
- (※4) 広域周波数調整に必要となる容量については、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。
- (※5) 関西中国間連系線の空容量においては、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。
- (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量においては、運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。

（新設）

（連系線の計画潮流の管理）

第134条 (略)

一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の10営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表10-3に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画（以下「連系線希望計画」という。）の提出を受ける。（以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。）

二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、送付する。

三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第137条に定めるところにより、連系線

変更後（変更点に下線）

（空容量の算出）

第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。

2 連系線の空容量は、別表10-3に掲げる算出式に基づき、算出する。

3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前2項に準じて空容量を算出し、公表する。
（削除）

別表10-3 空容量の算出式

空容量算出式(※1、※2、※ 3、※4、※5、※6、 <u>※7</u>)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
---	--------------------------

- (※1) (略)
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第152条のマージン使用に係る計画潮流を控除して用いる。
- (※3) (略)
- (※4) 広域周波数調整に必要となる容量は、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。
- (※5) 関西中国間連系線の空容量は、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。
- (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。
- (※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。

（連系線の計画潮流の管理）

第134条 (略)

一 本機関は、卸電力取引所から、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。

二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。

三 本機関は、送電可否判定において取引情報を送電可能と判定した場合は、当該取引情報の容量登

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行う。</u></p> <p>四 本機関は、送電可否判定において<u>連系線希望計画を送電可能と判定した場合（第137条第1項により一部を送電可能と判定する場合を含む。）、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし（以下「時刻登録」という。）、当該連系線希望計画（一部を送電可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。）を計画潮流に登録する（以下「容量登録」という。）。</u></p> <p>五 本機関は、<u>供給開始日の2日前の12時まで</u>に、<u>新規の容量登録を完了する。</u>但し、第2項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、<u>供給開始日の2日前の12時以降</u>であっても、<u>新規の送電可否判定及び容量登録を行う。</u></p> <p>六 本機関は、<u>連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する（以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。）。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。</u></p> <p>3 本機関は、<u>連系線の空容量が増加する場合であって、その全部又は一部に対して特定の電源からの供給に利用することを前提に費用の応分の負担が行われるときは、連系線希望計画の受付期間を事前に公表の上、公平性及び透明性が確保された方法によって、連系線希望計画の提出を希望する者を募集することができる。この場合、連系線希望計画の登録時刻は同時刻とする。但し、費用負担が行われた対象の電源から供給される連系線希望計画については、費用負担に応じた容量の範囲内において、他の連系線希望計画に先立って提出を受ける。</u></p>	<p><u>録を行い、計画潮流として管理するとともに、卸電力取引所に当該取引情報が送電可能となることを通知する。</u></p> <p>四 本機関は、送電可否判定において<u>取引情報を送電不可と判定した場合には、卸電力取引所に当該取引情報が送電不可となることを通知する。</u></p> <p>五 本機関は、<u>取引情報の容量登録を行った場合には、計画潮流を連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、その旨を通知する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(送電可否判定及び容量登録の扱い)</u></p> <p>第135条 <u>前条にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる場合は、送電可否判定及び容量登録を行わない。</u></p> <p>一 <u>連系線希望計画に係る発電設備等の接続検討（低圧配電線連系の発電設備等においては、契約申込みをいう。）が事前に完了していることが確認できなかつたとき</u></p> <p>二 <u>連系線希望計画に対応する供給先となる事業者（以下「供給先事業者」という。）が確保されていることが確認できなかつたとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。</u></p> <p>ア <u>連系線を利用するまでの期間が1年を超え、供給先事業者の確保に関する計画がある場合。但し、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる場合に限る。</u></p> <p>イ <u>供給先事業者が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者（発電設備等を設置しようとする者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。）から提出された連系線希望計画であって、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）又は連系線利用申込者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合</u></p> <p>三 <u>申込時の提出データに欠損あるいは内容の不備があつたとき</u></p> <p>2 <u>既存の複数の託送供給契約が一つの契約に統合されたときは、統合前の契約に対応する連系線利用計画の登録時刻が各々継続される。</u></p>	<p>第135条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(連系線利用計画の承継)</p> <p>第136条 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保したことが確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより、当該供給先未定発電事業者等及び供給先事業者から連系線利用計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等有する連系線利用計画の全部又は一部を、供給先事業者に承継させることができる。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に連系線利用計画を承継された場合においては、連系線利用計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の連系線希望計画の時刻登録を行う。</p>	<p>第136条 削除</p>
<p>(連系線希望計画に対する送電可否判定)</p> <p>第137条 本機関は、連系線希望計画に対する送電可否判定においては、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じない範囲において、送電可能と判定する。但し、連系線希望計画の一部を送電可能と判定する場合は、連系線利用申込者がその旨を希望する場合に限る。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関が、受け付けた連系線希望計画のうち空容量算出用に更新された連系線利用計画（以下「更新利用計画」という。）の提出期限（以下「更新計画提出期限」という。）から別表12-1（d）の空容量の公表時期までの期間（以下「計画更新期間」という。）に該当する断面については、送電不可と判定する。</p> <p>3 本機関は、送電可否判定において、連系線希望計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を、連系線利用申込者に通知する。</p>	<p>第137条 削除</p>
<p>(更新された連系線利用計画の受付)</p> <p>第138条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。</p> <p>一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画</p> <p>二 空容量算出用に更新された連系線利用計画（更新利用計画）</p> <p>2 前項の計画が、送配電等業務指針で定める期限までに提出されなかったときは、更新前の連系線利用計画と同一の連系線利用計画（更新前後で別表10-3に定める断面が異なる場合は、更新前の計画値を更新後の断面に変換した連系線利用計画）が提出されたものとみなす。</p>	<p>第138条 削除</p>
<p>(連系線の計画潮流の更新)</p> <p>第139条 本機関は、更新利用計画について、第141条に基づき送電可否判定（以下においては、計画潮流から容量登録の取消が可能か否かの判定を含む。）を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。この場合において、更新前の連系線利用計画から利用量に変更のない更新利用計画及び更新前の連系線利用計画から利用量が減少している更新利用計画（以下「減少更新計画」という。）については、容量登録の登録時刻を変更しない。</p> <p>2 更新前の連系線利用計画から利用量が増加している断面のある更新利用計画（以下「増加更新計画」という）については、当該増加部分につき更新計画提出期限を容量登録の登録時刻とし、更新前の連系線利用計画の範囲内の部分については登録時刻を変更しない。但し、契約書や供給計画等により、更新利用計画の長期計画において第10年度も連系線の利用が継続すると認められるときは、更新前の連系線利用計画における第10年度の容量登録の範囲内で、その登録時刻により、更新利用計画の第10年度の容量登録を行う。</p>	<p>第139条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>3 <u>本機関は、第1項の容量登録の結果、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。</u></p> <p>4 <u>本機関は、別表12-1(d)の公表時期までに、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、各連系線の空容量を算出し、公表する。</u></p> <p>5 <u>本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値(連系線に流れる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関連一般送配電事業者に通告した値をいう。以下同じ。)として取り扱う。</u></p>	
<p><u>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い)</u></p> <p>第140条 <u>本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画に係る断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。</u></p>	<p>第140条 <u>削除</u></p>

変更前（変更点に下線）

変更後（変更点に下線）

（更新利用計画に対する送電可否判定）

第141条 削除

第141条 本機関は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、更新利用計画に対する送電可否判定を行う。

一 長期計画、年間計画、月間計画及び週間計画の送電可否判定 次のア及びイのとおり送電可否判定を行う。

ア 減少更新計画 送電可能と判定する。

イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各増加更新計画の増加分で按分した値を送電可能と判定する。

二 翌日計画の送電可否判定 次のアからウのとおり、送電可否判定を行う。

ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合の減少更新計画 送電可能と判定する。

イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、前号イに準じ、送電可否判定を行う。

ウ 前アに掲げる以外の減少更新計画 前ア及び前イの送電可否判定の結果を前提に、第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各減少更新計画の減少分で按分した値を送電可能と判定する。

2 本機関は、送電可否判定において、更新利用計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を通知する。

別表10-5 計画値の変更理由

計画値変更の変更区分	変更理由の事例	変更賦課金	
本機関指示	<ul style="list-style-type: none"> ・本機関の指示に伴う販売計画等の変更 ・マージン利用取消に伴う変更 	対象外	
給電指令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者の給電指令（下げ調整力不足時の出力抑制を含む）に伴う変更 ・送電系統上の自然・公衆災害に伴う変更 ・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴う変更 	対象外	
連系線利用者	調整運転	・調整運転等（補修や運開前運転など）に伴う変更	対象外
	河川出水	・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更	対象外
	原子力定熱運転	・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力の出力変動に伴う変更	対象外
	発電トラブル	・設備不具合、設備保全、法令遵守、人身安全等の事由による発電機の出力制約や停止に伴う変更	対象外
	需給バランス	・需給バランスの維持、同時同量の確保等のための変更	対象
	経済行為	・経済的理由による電源差替に伴う変更	対象

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定)</p> <p>第142条 本機関は、連系線利用計画の変更又は通告値の変更（以下「通告変更」という。）の申込みを受け付けた場合は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、計画変更又は通告変更に対する送電可否判定を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。</p> <p>一 連系線利用計画の変更</p> <p>ア 変更前の連系線利用計画から利用量が減少している変更計画（以下「減少変更計画」という。）送電可能と判定し、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。</p> <p>イ 変更前の連系線利用計画から利用量が増加している変更計画（以下「増加変更計画」という。）第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。</p> <p>二 通告変更</p> <p>ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合の減少変更計画 送電可能と判定し、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。</p> <p>イ 増加変更計画及び前アに掲げる以外の減少変更計画 第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。</p> <p>2 本機関は、前項にかかわらず、連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを、次の各号に掲げる時期に受け付けた場合は、当該計画を送電不可と判定する。</p> <p>一 変更の対象となる計画の計画更新期間</p> <p>二 週間計画の変更においては、受給日の2日前の12時以降（別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合を除く。）</p> <p>三 通告変更においては、送配電等業務指針で定める通告変更の申込期限以降</p> <p>3 本機関は、第1項の容量登録又は容量登録の取消に伴う登録時刻を、第139条第1項及び第2項の定めに準じて行う。</p> <p>4 本機関は、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、当該連系線の空容量を算出し、公表する。</p> <p>5 第1項にかかわらず、本機関は、第123条の2により通告変更の申込みを受け付けない場合は、連系線利用者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明しなければならない。</p>	<p>第142条 削除</p>
<p>(混雑処理)</p> <p>第143条 本機関は、連系線に混雑が発生するときは、計画潮流に登録された連系線利用計画及び通告値について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。</p> <p>一 本機関は、送配電等業務指針で定める抑制順位により、混雑処理の対象とする連系線利用計画及び通告値を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな連系線利用計画又は通告値と定め、変更する。</p> <p>二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合は、抑制された連系線利用計画又は通告値を有する連系線利用者及び関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力システムの安定性を確保することができるときは、連系線利用者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。</p>	<p>(混雑処理)</p> <p>第143条 本機関は、前日スポット取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。</p> <p>一 本機関は、第143条の2で定める抑制順位により、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。</p> <p>二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力システムの安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（送配電等業務指針第218条から移設して修正）</p>	<p>（混雑処理における抑制順位）</p> <p>第143条の2 本機関は、混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。</p> <p>一 前日スポット取引及び1時間前取引に係る計画潮流</p> <p>二 本機関の指示等に係る計画潮流（連系線を活用した周波数調整の実施に係る計画潮流を含む。）</p> <p>2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p>
<p>（送配電等業務指針第219条から移設して修正）</p>	<p>（複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理）</p> <p>第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。</p>
<p>（送配電等業務指針第220条から移設して修正）</p>	<p>（緊急時の混雑処理方法）</p> <p>第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</p>
<p>（送配電等業務指針第223条から移設して修正）</p>	<p>（混雑処理の対象外とする計画潮流等）</p> <p>第143条の5 第143条第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。</p> <p>一 第152条に基づく連系線のマージンを使用した供給に係る計画潮流</p> <p>二 第153条に基づく連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流</p>
<p>（連系線の長期的な容量確保）</p> <p>第144条 本機関は、電源投資の円滑化の観点から、連系線利用者が連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約を有する場合には、連系線利用者の申請に基づき、送配電等業務指針に定めるところにより当該契約を認定し、当該契約に関する連系線利用計画を、混雑処理における後位の抑制順位として位置付けるものとする（以下、認定された契約を「認定契約」という。）。</p> <p>2 本機関は、前項の認定に際し、認定に係る最大電力及び認定期間を定める。</p> <p>3 本機関は、第1項の認定の結果を公表する。</p>	<p>（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認）</p> <p>第144条 本機関は、前日スポット取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、当該電源等を承認するか否かの審査を行う（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。</p> <p>2 本機関は、前項の審査に際し、電源等保有者が、送配電等業務指針の定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であると認める場合に限り、承認を行う。</p> <p>3 本機関は、第1項の審査の結果を、当該審査の申請を行った電源等保有者に対して通知するとともに、公表する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(送配電等業務指針第210条から移設して修正)</p>	<p><u>(承認の対象とする電源等)</u> 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一 長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱） 二 運転中の発電機出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源 三 電気の受給契約（前2号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。）又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等 四 法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約 五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p>
<p>(送配電等業務指針第212条から移設して修正)</p>	<p><u>(承認期間)</u> 第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間（承認日が事業年度の途中にあつては当該事業年度の末日まで）とする。但し、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。</p>
<p><u>(認定契約の変更)</u> 第145条 本機関は、<u>認定契約を有する者から認定契約の変更に関する申請を受け付け、変更</u>に正当な理由があると認めるときは、<u>認定の内容を変更する。</u> 2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、<u>認定期間の延長の申請（以下「期間延長申請」という。）が終了するまでの間、認定契約が延長されたものとして、仮に認定する。但し、第1号に掲げる場合において、期間の延長が確定した日から1か月以内に認定期間の延長の申請を行われなかったときは、本機関は、仮認定を取り消す。</u> 一 <u>認定契約の認定期間の延長の仮申請を受け付けた場合</u> 二 <u>認定期間の満了日から1か月以内に認定期間の延長の申請を受け付けた場合</u></p>	<p><u>(承認内容の変更)</u> 第145条 本機関は、<u>承認電源等保有者から承認の内容の変更に関する申請を受け付け、変更</u>に正当な理由があると認めるときは、<u>承認の内容を変更する。</u> (削除)</p>
<p><u>(認定契約に係る様式の作成)</u> 第146条 本機関は、<u>認定契約及び認定契約の変更の申請に関する様式を作成し、公表する。</u></p>	<p><u>(電源等の承認申請等に係る様式の作成)</u> 第146条 本機関は、<u>電源等の承認及び承認の内容の変更の申請に関する様式を作成し、公表する。</u></p>
<p><u>(認定契約の定期審査)</u> 第147条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>認定契約の定期審査を行う。</u> 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>認定契約を有する者から定期審査に必要な資料の提出を受ける。</u> 二 本機関は、<u>連系線利用実績が、認定契約に係る最大電力と著しく乖離するときは、当該契約を有する者にその説明を求めるとともに、認定契約に係る発電機の運転実績等必要な資料の提出を求める。</u> 三 本機関は、前各号による審査の結果、<u>契約の認定内容が適正でない</u>と認めるときは、速やかにその認定内容の変更申請を行うことを<u>当該契約を有する者に求める。</u> 2 本機関は、前項の審査の結果を公表する。</p>	<p><u>(承認電源等の定期審査)</u> 第147条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>承認電源等の定期審査を行う。</u> 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>必要に応じて、承認電源等保有者から定期審査に必要な資料の提出を受ける。</u> (削除) 二 本機関は、前号により提出を受けた資料に基づく審査の結果、<u>承認電源等の承認内容が適正でない</u>と認めるときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを<u>承認電源等保有者に求める。</u> 2 本機関は、前項の審査の結果を、<u>当該審査に係る承認電源等保有者に対して通知するとともに、公表する。</u></p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(<u>契約の審査に関する内容照会</u>)</p> <p>第148条 本機関は、第144条及び前条の審査に際して、必要に応じて、<u>契約の認定を申請した者又は認定契約を有する者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。</u></p>	<p>(<u>電源等の審査に関する内容照会</u>)</p> <p>第148条 本機関は、第144条及び前条の審査に際して、必要に応じて、<u>電源等の承認を申請した電源等保有者又は承認電源等保有者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。</u></p>
<p>(<u>連系線の利用計画の審査</u>)</p> <p>第149条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>連系線利用計画の妥当性を審査する。</u></p> <p>一 本機関は、<u>連系線利用計画と利用実績を照合し、その利用状況の確認を行う。</u></p> <p>二 本機関は、<u>連系線利用計画と利用実績の乖離が大きい場合等、必要と認めるときは、連系線利用者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該連系線利用者に対して、連系線利用計画の変更経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>三 本機関は、<u>前各号により、連系線利用計画が妥当でないと認めるときは、当該連系線利用計画を有する連系線利用者に対し、その将来の連系線利用計画を見直すことを求める。</u></p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>供給先未定発電事業者等の連系線利用計画の妥当性を審査する。</u></p> <p>一 本機関は、<u>供給先未定発電事業者等の連系線利用計画と当該供給先未定発電事業者等が送配電等業務指針に基づき提出した計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</u></p> <p>二 本機関は、<u>計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該連系線利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、連系線利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、連系線利用計画の変更経過、契約書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>三 本機関は、<u>前各号により供給先未定発電事業者等の連系線利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定発電事業者等が有する連系線利用計画の供給先事業者を確保できなかった場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の連系線利用計画を見直すことを求める。</u></p>	<p>第149条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>空おさへの抑制の仕組み</u>)</p> <p>第150条 本機関は、<u>連系線の空おさを抑制するため、送配電等業務指針において、連系線利用者が連系線利用の直前に当該利用の計画を減少する変更を行う場合に、一般送配電事業者たる会員が当該会員に対して賦課金を課す仕組みを定める。</u></p>	<p>第150条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>マージンの利用</u>)</p> <p>第151条 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、<u>連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。</u></p> <p>一 <u>連系線利用申込者が利用を希望する連系線の空容量がないこと</u></p> <p>二 <u>連系線利用申込者が、供給先の供給区域における当該連系線利用申込者の需要に応じた供給力を確保していること</u></p> <p>三 <u>連系線利用申込者が、前号の供給力に加え、マージンの一部を利用した供給が途絶する場合であってもなお、当該連系線利用申込者の需要に応じた供給が可能となるよう、供給先の供給区域(第1号に掲げる連系線と供給先の供給区域の間に他の供給区域を経由する場合にあっては、当該経由した供給区域を含む。)において、必要な供給力(以下「代替供給力」という。)を確保していること</u></p>	<p>第151条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 前項第3号にかかわらず、本機関は、<u>連系線利用申込者の供給先の供給区域において、当該供給区域に必要な予備力に加えて、連系線利用申込者が利用するマーシンの量を超える量の代替供給力がある場合は、マーシンの一部を利用することを認める。</u></p> <p>3 <u>第134条、第138条、第139条及び第142条の規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、第134条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第151条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。但し、送電可否判定においては、マーシンの一部を利用することを考慮して行うものとする。</u></p> <p>4 本機関は、次の各号に掲げる場合、<u>マーシンの一部を利用した供給に係る連系線利用計画を取り消すことができる。但し、取消の対象となる連系線利用計画が複数存在するときは、混雑処理における抑制順位に準じ、取消を行う。</u></p> <p>一 <u>第130条第2項によりマーシンの減少する場合</u></p> <p>二 <u>連系線利用申込者の供給先の供給区域において、第2項に定める代替供給力が不足するに至った場合（第2項によりマーシンの一部を利用した供給に係る連系線利用計画を取り消す場合に限る。）</u></p> <p>三 <u>翌々日空容量公表時にマーシンの値の減少ができない場合</u></p> <p>5 本機関は、前項により連系線利用者の連系線利用計画を取り消したときは、当該連系線利用者に対しその理由を説明するとともに、代替供給力の運転状況等について確認する。</p>	
<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマーシンの使用)</p> <p>第152条 本機関は、需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、<u>連系線のマーシンの使用を必要と認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者がマーシンの使用を行うことを認める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>一 <u>一般送配電事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマーシンの使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マーシンの使用の必要性について本機関に説明する。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>本機関は、前号においてマーシンの使用を承認したときは、対象供給区域における自らの供給力不足の解消のためにマーシンの使用を希望する電気供給事業者から、自らの需給に関する計画等の提出を受け、マーシンの使用を希望する供給の必要性について説明を受ける。</u></p> <p>四 <u>本機関は、前号において、当該供給区域の安定供給を維持するためにマーシンの使用を希望する供給を行うことが必要と認めるときは、当該マーシンの使用を承認する。</u></p> <p>五 <u>第134条、第138条、第139条及び第142条の規定は、前号のマーシンの使用を希望する供給に準用する。但し、送電可否判定においては、マーシンの一部を利用することを考慮して行うものとする。</u></p> <p>2 緊急時において、前項第1号から第4号の説明、承認等を行う時間がないときは、<u>本機関は、マーシンの使用の後、速やかに前項第1号から第4号に準じてその妥当性を検証するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマーシンの使用)</p> <p>第152条 本機関は、需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、<u>連系線のマーシンの使用を必要と認めるときは、一般送配電事業者たる会員がマーシンの使用を行うことを認めるとともに、これを容量登録する。</u></p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>一般送配電事業者たる会員の申入れによりマーシンの使用を行うことを認める。</u></p> <p>一 <u>本機関は、供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マーシンの使用の必要性について説明を受ける。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三～五 (削除)</p> <p>3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は第2号の承認を行う時間がないときは、<u>直ちに一般送配電事業者たる会員によるマーシンの使用を認めることができる。但し、当該マーシンの使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、<u>同経路上の連系線におけるマージン減少、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号によるマージン使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。</u></p>	<p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>
<p>（緊急時の連系線の使用）</p> <p>第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、<u>次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認める。</u></p> <p>（新設）</p> <p>一 一般送配電事業者たる会員は、<u>自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</u></p> <p>二 前条第1項第2号から第5号、第2項及び第3項の規定は、<u>前号の場合に準用する。</u>この場合において、<u>同条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</u></p> <p>三 <u>本機関は、前号により運用容量拡大を承認した場合は、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p>四 <u>本機関は、運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。</u></p> <p>2 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給がひっ迫している場合又はひっ迫が予想される場合への対応のために、一般送配電事業者たる会員が一時的に運用容量（前号の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量）を超過して連系線を使用したときは、当該一般送配電事業者たる会員に対し、理由とともに報告を求める。</p>	<p>（緊急時の連系線の使用）</p> <p>第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、<u>一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認めるとともに、これを容量登録する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>次の各号に掲げる手順により、前項の供給を行うことを認める。</u></p> <p>一 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）を必要と認める場合又は本機関が運用容量拡大を求めた場合には、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受ける</u>とともに、<u>運用容量拡大の必要性について説明を受ける。</u></p> <p>二 本機関は、<u>前条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、前項の場合において準用する。</u>この場合において、<u>前条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</u></p> <p>三 本機関は、<u>前号により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p>四 本機関は、<u>運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。</u></p> <p>3 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給状況が悪化している場合又は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一般送配電事業者たる会員が一時的に運用容量（前号の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量）を超過して連系線を使用したときは、当該一般送配電事業者たる会員に対し、理由とともに報告を求める。</p>
<p>（作業停止計画の調整案の調整）</p> <p>第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>同指針に定める連系線利用者又は発電計画提出者から、前条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。</u></p> <p>2 前項の申出があった場合には、別表11-2で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った<u>連系線利用者又は発電計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。</u></p>	<p>（作業停止計画の調整案の調整）</p> <p>第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>発電計画提出者から、前条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。</u></p> <p>2 前項の申出があった場合には、別表11-2で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った<u>発電計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。</u></p>

第12章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

第168条 (略)

2・3 (略)

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※1) ・流通設備建設計画(※2)	都度
(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期: 第3~10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間: 第1~2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間: 翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間: 翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日: 翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日: 当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等(※4) 当日: 当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数(50/60Hz代表地点の瞬時値) ・供給区域別の需要実績(1時間値) ・供給区域別の供給実績(電源種別、1時間値)	長期: 毎年3月末日 年間: 毎年3月末日 月間: 毎月末日 週間: 毎週木曜日 翌日: 毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日: 都度 (需要実績カーブ: 5分周期) (需要予測及び実績グラフ: 1時間周期) (周波数現在値:30秒周期) (周波数実績値:5分周期) 供給区域別の 需要実績: 四半期毎 供給区域別の 供給実績: 四半期毎

第12章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

第168条 (略)

2・3 (略)

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※1) ・流通設備建設計画(※2)	都度
(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期: 第3~10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間: 第1~2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間: 翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間: 翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日: 翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日: 当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等(※4) 当日: 当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数(50/60Hz代表地点の瞬時値) ・供給区域別の需要実績(1時間値) ・供給区域別の供給実績(電源種別、1時間値)	長期: 毎年3月末日 年間: 毎年3月末日 月間: 毎月末日 週間: 毎週木曜日 翌日: 毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日: 都度 (需要実績カーブ: 5分周期) (需要予測及び実績グラフ: 1時間周期) (周波数現在値:30秒周期) (周波数実績値:5分周期) 供給区域別の 需要実績: 四半期毎 供給区域別の 供給実績: 四半期毎

情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)
(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計 (時間帯ごと) ・出力抑制の理由 (「下げ調整力不足」等の要因)	出力抑制が行われた日の属する月の翌月	(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計 (時間帯ごと) ・出力抑制の理由 (「下げ調整力不足」等の要因)	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値 (最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの日別の <u>昼間帯/夜間帯の値</u> 月間：3週間先～2か月先までの日別の <u>昼間帯/夜間帯の値</u> 週間：3日先～2週間先までの <u>30分ごとの値</u> 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・運用容量の決定要因 (熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	長期：毎年3月末日 (※6) 年間：毎年3月15日 (※6) (毎年10月末日) (※7) 月間：毎月20日 (※6) 週間：毎週木曜日 (※6) 翌々日：前々日15時 (※3) 当日～翌日：受給日の前日17時 (※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。	(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、 <u>予想潮流 (※7)</u> 、 <u>計画潮流 (※8)</u> 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値 (最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの各月平休日別の <u>需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値</u> 月間： <u>3週間先～2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値</u> 週間： <u>3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値</u> 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・運用容量の決定要因 (熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 (削除) (削除) ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	長期：毎年3月末日 (※6) 年間：毎年3月15日 (※6) (削除) 月間：毎月20日 (※6) 週間：毎週木曜日 (※6) 翌々日：前々日15時 (※3) 当日～翌日：受給日の前日17時 (※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。
(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※8) ・予想潮流 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時	(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※9) ・予想潮流 (※7) 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時
(f)連系線及び地内基幹送電線 (※8) の作業停止計画、実績 (※9) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻 (計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)	年間：毎年3月1日 月間：毎月20日 計画外：都度	(f)連系線及び地内基幹送電線 (※9) の作業停止計画、実績 (※10) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻 (計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)	年間：毎年3月1日 月間：毎月20日 計画外：都度

情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)
(g) 連系線及び地内基幹送電線 (※8) の潮流 (現在潮流 [瞬時値]、潮流実績)	(連系線：5分周期) (地内基幹送電線：30分周期)	(g) 連系線及び地内基幹送電線 (※9) の潮流 (現在潮流 [瞬時値]、潮流実績)	(連系線：5分周期) (地内基幹送電線：30分周期)
(h) 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度	(h) 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※9) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度
(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価 (※10)	都度	(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価 (※11)	都度
(※1)～(※6) (略) (※7) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータについては、毎年10月末に公表する。 (新規) (※8) (略) (※9) (略) (※10) (略)		(※1)～(※6) (略) (※7) 長期から翌々日を対象とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。 (※8) 当日から翌日を対象とする。 (※9) (略) (※10) (略) (※11) (略)	
(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～5 (略) 6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告しなければならない。 7 (略)		(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～5 (略) 6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。 7 (略)	
第17章 指導・勧告・検証 (指導・勧告の実施) 第179条 (略) 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二・三 (略) 四 第126条、第127条、第129条及び第130条における運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき 五～八 (略) 2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。		第17章 指導・勧告・検証 (指導・勧告の実施) 第179条 (略) 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者(登録特定送配電事業者に限る。)たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二・三 (略) 四 第126条から第130条までの規定に基づく運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき 五～八 (略) 2 (略)	
(新設)		(全国のインバランス集計) 第190条の2 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、供給区域のインバランス量の提出を受ける。	

	<p>2 本機関は、前項により提出を受けたインバランスの量を全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則（平成29年月日）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 前項にかかわらず、第2条（第38号を除く。）、第17条、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条まで、第160条、第168条及び第179条第1項第4号並びに附則第3条から第9条までの規定は、平成30年4月1日から1年以内の本機関の理事会において議決した日（但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>（特定負担による連系線増強等を行った場合の連系線利用等の取扱い）</u></p> <p>第2条 本機関は、特定負担により連系線の増強等を行ったことを踏まえた連系線利用等に係る取扱いについて検討を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>（経過措置計画の管理）</u></p> <p>第3条 本機関は、平成28年度長期断面の連系線の利用に関する計画（以下「連系線利用計画」という。）を、附則第1条第2項の施行日以降、地域間連系線の管理に関する規定の改定に伴う経過措置の対象となり得る計画（以下「経過措置計画」という。）として取り扱い、管理する。</p> <p>2 本機関は、連系線利用計画の登録時刻を経過措置計画に承継するものとする。</p> <p>3 本機関は、次条に定めるところにより経過措置計画が経過措置の対象となるか否かの判定（以下「経過措置可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい経過措置の対象を定めるとともに、管理する。</p> <p>4 本機関は、経過措置可否判定の結果を、経過措置計画を有する者（以下「経過措置対象者」という。）及び卸電力取引所に、経過措置の精算の根拠となりうる値として通知する。</p> <p>5 本機関は、経過措置対象者が一つに統合された場合には、統合前の経過措置対象者に対応する経過措置計画の登録時刻を各々継続して管理する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>（経過措置可否判定）</u></p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。</p> <p>2 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値の範囲内となる場合 <u>全ての経過措置計画</u></p> <p>二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理（附則第8条に定める。）を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(経過措置計画の更新)</u></p> <p>第5条 本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画（以下「更新計画」という。）の提出を受け付ける。</p> <p>2 本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。</p> <p>3 本機関は、送配電等業務指針に定める更新期限までに更新計画が提出されなかった場合には、経過措置計画の値の断面を30分単位の断面に変換して更新する。</p> <p>4 本機関は、随時、更新計画の提出を受け付ける。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(経過措置計画の承継)</u></p> <p>第6条 本機関は、経過措置計画に対応する供給先となる事業者（以下「供給先事業者」という。）が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者（発電設備を設置しようとしている者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。）が供給先事業者を確保したことを確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより経過措置計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等が有する経過措置計画の全部又は一部を、当該供給先事業者に承継させることができる。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い)</u></p> <p>第7条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた経過措置計画について、経過措置の対象日の属する年度の前々年度の3月1日までに供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合には、当該経過措置計画の登録を取り消す。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(減少処理)</u></p> <p>第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値の範囲内となるまで経過措置計画の値を減少する（以下「減少処理」という。）。</p> <p>2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</p> <p>3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(経過措置計画の確認)</u></p> <p>第9条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、経過措置の利用状況等を確認する。</p> <p>一 本機関は、卸電力取引所から経過措置計画に係る入札実績（以下「経過措置入札実績」という。）の提出を受ける。</p> <p>二 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績を照合し、経過措置の利用状況の確認を行う。</p> <p>三 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、経過措置対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、経過措置対象者に</p>

対して、経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。

四 本機関は、前各号により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。

2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。

一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。

二 本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び経過措置計画に齟齬がある場合等、必要と認める場合には、当該経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、経過措置計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該供給先未定発電事業者等に対して、経過措置計画の更新経過、契約書等の提出を求めることができる。

三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。

